

～「特例入所」について～

平成 27 年 4 月 1 日以降、施設への入所が原則要介護 3 以上の方に限定される一方で、厚生労働省は「要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に指定介護老人福祉施設への入所を認める（以下「特例入所」という。）こととする。」としました。

また、その要件と手続きは下記のとおりです。

「特例入所の要件」

- 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

「特例入所の手続き」

- ① 施設への入所を申込むにあたり、特例入所の要件に該当し、指定介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難な理由を入所申込書に記載の上、申込みます。
- ② 施設は、特例による入所申込みがあった場合には、入所判定委員会を開催する前に、市町村にその状況を報告します。
- ③ 施設は、入所判定委員会で特例入所の対象者として検討するにあたっては、市町村に意見を求めることができることとします。
- ④ 市町村は、地域の居宅サービス等の提供体制の状況や、担当の介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取等も踏まえ、施設の特例入所判断の妥当性等について、施設側から意見を求められない場合も含め、施設に対して意見を表明することができるものとします。
- ⑤ 施設は、市町村からの意見があった場合は当該意見の内容も踏まえ、入所判定委員会において特例入所の必要性を判断します。